

令和 7 年 4 月 9 日

部活動係

令和 7 年度 部活動規定

陸上競技部…2nd ステージ

総合運動部（バドミントン・卓球・サッカー等）…1st ステージ

陸上競技部…2nd ステージ

1 部活動の目的

- 放課後の活動を通して、より充実した学校生活にする。
- 目標に向かって継続して練習することで、より高度な技能の習得や体力の向上、精神面での成長を図る。
- 大会に参加することで、他校との交流を図る。

2 対象児童生徒

原則、6 年生以上の児童生徒(2nd ステージ)

3 入退部

入部は自由意志により、一人一部とし、9 年生まで続けることを原則とする。また、令和 7 年度については、2nd 部活動に入部することで 1st 部活動にも参加することができるものとする。

(1) 入部

- 登録の有効期間は次年度の登録までとし年度毎に登録の手続きを行う。
- 部活動を希望する者は、保護者、担任の了解を得て入部届を顧問へ提出する。ただし 4 月中は仮入部期間とする。
- 入部は原則として 5 月の登録によるものとし、途中での入部は認めない。ただし特別な事情のあると認められる場合はこの限りではない。

(2) 退部

- 退部に際しては、保護者、担任、顧問と十分相談の上、退部届を顧問に提出することで認められる。

4 活動について

部活動中は、原則顧問が現場指導にあたり、完全下校を守れるよう終了時刻を考え、指導する。

(1) 活動時間

活動時間は、平日 2 時間、休日 3 時間程度とする。

1. 平日の活動 17 時完全下校
2. 休日の活動 9 時から活動可、17 時完全下校
3. 公式戦や合同練習など特別な場合はこの限りでない。

(2) 早朝練

活動時間短縮のため、早朝練習はなしとする。 (文科省のガイドラインに準拠)

(3) 休養日

1. 平日に 1 日以上、及び休日に 1 日以上の休養日を設ける。
2. 公式戦等により、休日に休養日をとれない場合、休養日を他の日に振り替えることを認める。

(4) 活動を認めない日

下記の期間は、原則として活動を認めない。ただし、部活動係、管理職の了承を得て、公式戦の 1 週間前は活動を認められる。その他、学校行事、学校体制、気象条件等により、活動を認めない場合がある。

1. 7 年生以上の定期試験一週間前と定期試験中 (ただし、試験の最終日は除く)
2. 8 月中旬及び年末年始の学校閉鎖期間

(5) 服装

1. 活動時の服装は顧問の認めたものとする。部員は、活動に適した服装を着用する。
2. 7 年生以上の対外試合および対外活動で遠征する時は、標準服・顧問の認めたユニホームなどを着用する。

5 活動場所

体育館、校庭、グラウンド等とする。

6 その他

(1) 大会参加について

1. 7 ~ 9 年生は、日本中学校体育連盟の大会に参加することが可能である。
2. 6 年生は、京都市小学校スポーツ連盟の大会に参加することが可能である。

(2) 校外活動届について

1. 校外で部活動を行う場合は 1 週間前までに、校外活動届を提出すること。

(3) 交通について

1. 保護者が送迎できない場合は、顧問に相談して PTA より交通費の補助で、タクシー等を利用することができる。 (予算により限度あり。)

総合運動部（バドミントン・卓球・サッカー等）…1stステージ

1 部活動の目的

- 放課後の活動を通して、より充実した学校生活にする。
- 継続して練習し、課題をもって取り組み、基礎的な技能の習得、基礎体力の向上、精神面での成長を図る。
- 交流大会に参加することで、他校との交流を図る。

2 対象児童生徒

- 原則、5年生以下の児童(1stステージ)
- 令和7年度については、2ndステージの児童生徒も対象とし、2nd部活動と調整のうえ、参加可能とする。

3 入退部

(1) 入部

- 登録の有効期間は次年度の登録までとし年度毎に登録の手続きを行う。
- 部活動を希望する者は、保護者、担任の了解を得て入部届を顧問へ提出する。ただし4月中は仮入部期間とする。

(2) 退部

- 退部に際しては、保護者、担任、顧問と十分相談の上、退部届を顧問に提出することで認められる。

4 活動について

部活動中は、原則顧問が現場指導にあたり、完全下校を守れるよう終了時刻を考え、指導する。

(1) 活動時間

活動時間は、1時間程度とする。

- 平日の活動 3～10月 16時30分完全下校
11～2月 16時完全下校
- 休日の活動 9時から活動可、上記完全下校
- 交流大会や合同練習など特別な場合はこの限りでない。

(2) 活動内容

活動日の競技内容は、顧問が決定する。

(3) 服装

活動時の服装は顧問の認めたものとする。

5 活動場所

体育館、校庭、グラウンド等とする。

6 その他

(1) 大会参加について

1. バドミントン・卓球は、京都市小学校スポーツ連盟の大会に参加することが可能である。
2. 交流大会や対外練習で遠征するときは、保護者の引率が必要である。

(2) 校外活動届について

1. 校外で部活動を行う場合は1週間前までに、校外活動届を提出すること。

(3) 交通について

1. 保護者が送迎できない場合は、顧問に相談してPTAより交通費の補助で、タクシー等を利用することができる。（予算により限度あり。）